

令和4年1月21日現在

一般競争入札による都有地の売払いについて

東京都財務局では、次の入札公告のとおり、一般競争入札により都有地を売払います。

このことについての照会は、

財務局財産運用部活用促進課（都庁第一本庁舎17階北側） 電話03-5388-2728 まで
お寄せください。

詳細につきましては、一般競争入札による都有地の売払い参加要領をご覧ください。

なお、一般競争入札による都有地の売払い参加要領は、以下のとおりPDF形式にて掲載するほか、令和4年1月21日（金）から同年2月14日（月）までの間（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。）は、活用促進課の窓口でも配布します。

また、入札参加申込書等については、一般競争入札による都有地の売払い参加要領（35頁以降）にあります。

[一般競争入札による都有地の売払い参加要領\(PDF形式\)](#)

（↑クリックしてください。）

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年1月21日

東京都知事 小池 百合子

1 入札内容

(1) 件名 都有地の売払い

(2) 物件の表示

物件 番号	所在	地目	地積
①	足立区六月二丁目451番2	宅地	3,087.25㎡
②	足立区西綾瀬三丁目886番1外2筆	宅地	142.94㎡
③	町田市図師町字九号1784番1	宅地	287.64㎡

(3) 最低売却価格

物件番号①	586,600,000円
物件番号②	39,600,000円
物件番号③	32,200,000円

(4) 契約に当たっては、次の条件を付する。

ア 契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならないこと。

なお、これらの条件に違反したときは、東京都は契約を解除できるものとし、落札者は違約金等を支払わなければならないこと。

2 入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (5) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者

3 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所（郵送の場合の送り先）並びに問合せ先

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎17階北側
東京都財務局財産運用部活用促進課
電話 03-5388-2728

4 入札手続等

(1) 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、令和4年1月21日（金）から同年2月14日（月）までの毎日（ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）の間に、申込書を3の場所へ持参または郵送により提出しなければならない。

なお、郵送の場合は、受付期限である令和4年2月14日（月）午後4時30分までに必着しなければならない。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 期 日 令和4年2月25日（金）

イ 入札時間 午前11時から午前11時20分まで

ウ 開札時間 入札締切後即時開札

エ 場 所 東京都庁第一本庁舎35階南塔 第二入札室

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

入札参加者の見積もる金額の100分の3以上の額（現金又は東京若しくは横浜手形交換所加盟の金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付すること。）

(5) 入札の無効

入札に参加することができない者のした入札及び一般競争入札による所有地の売払い参加要領に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、東京都の最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。

(7) その他

詳細については、一般競争入札による所有地の売払い参加要領による。

5 その他

入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがある。

なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しない。